

知的財産戦略本部 検証・評価・企画委員会（新たな情報財検討委員会）
残された論点（A I 学習用データ及びA I 生成物）に関する主な意見

（A I 学習用データ作成の促進に関する主な意見）

- ・ A I 学習用データの作成・提供（「データ作成者」と「A I 学習を行う者」が異なる場合の著作権法上の課題等）

① A I 学習用データの作成・特定当事者間の提供

<積極的な意見>

- 著作権法 47 条の 7 では、他人のために解析データを作るのは対象ではないという解釈もあるが、特定者間は許されるとの解釈もある。
- A I 学習用データの課題は、著作権法 47 条の 7 の明確化で対応できるのではないか。
- A I 開発を考えた場合、作成者と解析者が異なることは考えられるので、著作権法 47 条の 7 で特定者間の提供は可能という考えをこの委員会で打ち出すべき。
- （産業技術総合研究所の）A I 学習用のコミュニティを作るという現場からの政策的提案である。これは生かしていかないといけない。
- S P V (Special Purpose Vehicle) を考えてよいのではないか。これは再利用促進と権利の確保という良いところ取りだが、抽象的な目的のために枠組みを作ってきたのであり、A I 学習コミュニティにも適用できると考えている。

<留意すべき点に関する意見>

- 特定者間提供を認める余地があっても良いが、権利者へのマイナスの影響がどう出るか評価すべき。
- 裁判例では、特定者に該当するのはグループ企業でも難しいとされ、かなり近い関係が必要である。
- 著作権法では「提供」と「提示」を分けている。ここには「譲渡」（による提供）のみ記載されているが、「譲渡」なら有体物で渡す必要が出てくるがそれでよいのか、ネットでの送信（による提示）・ダウンロードが実際的ではないのか。

○ 協調領域だからといってなんでもフリーとすることはあり得ない。協調領域であっても目的があり、目的に沿ったフリーの仕組みを決めていくのが実態になるだろう。

② 民間におけるA I 学習用データの作成・公衆への提供

<公衆への提供が必要とする意見>

○ 第三者に公開する行為が違法ならば、何らかの特例がないと、我が国だけA I 開発が遅れてしまう。

<慎重な意見>

○ 著作権法 47条の7では、少なくとも公衆への提供は認められないことははっきりしている。米国でもフェアユースで許されるだろうと言っているだけで、合法かはっきりしない。

○ 例えば、ジブリ映画のセットを、学習用データと称して提供することができるようになって良いのかという点は気になる。公衆に対する提供を全て許すと影響がかなり大きいので、オープンソースライセンスのような情報を発信する方々の自由な意思表示に基づく提供が本則であるべき。

○ (ネット上の画像は) 偏ったデータであり、普通の人の日常的な表情やしぐさの画像が必要になるが、公共でシェアしたりすると、プライバシーの問題になってくる。

③ 公的機関等におけるA I 学習用データの作成・公衆への提供

<積極的な意見>

✓ 総論

○ 官民連携で、ビッグデータのアーカイブ (公衆への提供ができるようにすることを) を進めるべき。官民産学一体 となって早急に整備を進めるべきである。

○ 政府・自治体のデータ利活用を真っ先にやっていただきたい。“民”ではどうしようもないところについて、国・自治体の制度をまずは考えなければならない。

✓ A I 学習用図書館

○ 図書館は著作権法の特例がある場所であると思う。大量に生み出されるデータを国がアーカイブして、ある制限・制度の下でA I 学習できるようにしてほしい。そういうインフラがあれば、非常に強力な武器を持つと同じ。

○ 人工知能の学習用の図書館として、国又は国に準ずるものが、これまで蓄積されたデータを一定の制約の下で使えるように準備するのが良い。

○ 人間が（図書館などで）コピーを入手してそれを見るときのように、機械学習においても人間と同じ条件で利用できるようにすべき。

✓ オープンサイエンス

○ AI 学習の方法論では差分が出ず、まず、データを押さえることが極めて重要で、優先度をあげるべき。G7のオープンサイエンスの議論の流れとも合致する。

○ 研究所などに埋もれたデータは汎用では利用できなくともAIにとっては重要な意味があると思われる。これは、日本のAIを作るために必要なデータを掘り起こすことになる。

<留意すべき点に関する意見>

○ 図書館を民営化すべきという議論もあり、公にそれほど頼れないので、民間にも頑張ってもらう必要がある。

○ データを集める物理的支援策は良いが、法的にどう整理するかという問題はある。

○ 公的機関がデータを集めて機械学習に使っていいとなることは非常に価値が高いが、産学連携が進む中でどこまでが公的機関とするかは難しい。

○ コンテンツのアクセス権で商売をしているコンテンツ業者の権利については、（AI 学習の場合も）一定の保護をすることが考慮されるべき。

○ アーカイブの問題は、貯めることではなく捨てること。そのエコシステムの構築が技術的には大きな課題。ディスクの生産量も頭打ちの中、有限のスペースでどうマネージするか多くの企業の問題。

(A I 生成物に関する主な意見)

・総論

- コンピュータそのものがA I 的な要素を持っているため、コンピュータの自動処理は全てA I と語られる可能性がある。
- A I と人間を同じものだと考えてみて、それで齟齬が起ころうところだけを注目すると議論が簡単になる。人間がやっていることをそのまま適用できる範囲は、法や制度を変える必要はないと考える。
- A I 生成物について、A I の定義や種類、タイプによって生み出されるものは様々であり、技術も日々進歩しており、欧米等でも議論があまり進んでいない。特別なルールや法律を定めるよりは慎重な議論が必要である。

・A I 生成物を用いたサービスに関する保護（ビジネス関連特許）

- A I 生成物を用いたサービスの提供方法は、すでに特許として権利化されている。
- ヨーロッパや米国でアリス判決以降ビジネス関連発明が認められにくいという話があるが、ビジネス関連発明であれば、特許が取れている。

・A I 生成物を活用した創作に関する保護（創作過程での人間の関与の程度が低くなった場合に保護されない可能性）

< 現行制度で対応可能とする意見 >

- 新しい技術が創作の幅を広げたとしても人が創作に関わったのであれば、その人の創作物・著作物として取り扱うべき。
- A I と人間の共同創作は、わずかでも人間が創作に関わっていれば、ツール（道具）を使ったとの評価で十分対応可能である。

< 留意すべき点に関する意見 >

- A I が人間に合わせて演奏すれば、カラオケは革新される。このようなケースで、生成物の一つ一つを知財として保護することにどれほどの意味があるのか疑問である。
- 将来、A I の創作力が人間を超えることは間違いなく、その時代が来たら根本的に法制度の対応が必要となるだろう。

・ A I 生成物が問題となる可能性（悪用等）について

① A I 生成物が権利侵害になる可能性（学習済みモデルから学習用データ（著作物）類似物が出力される問題）

＜（A I 生成物であっても依拠性を認め、）著作権侵害になる余地を残すことに積極的な意見＞

○ 特定の漫画家の漫画をひたすら学習させて得られたA I を使えば、その漫画家の絵と全く同じものを生成できるが、その場合は、（人間が依拠して生成したとは言えないかもしれないが、）全く別の基準、類似性があるかどうかを判断する視点がないといけない。

○ 他人の著作物（学習用データ）がそのまま出力されたのであれば、依拠ありと考えてよいのではないか。

○ 機械は忘れることはないと考えられるので、学習させたデータはすべて依拠が認められると考えてよいのではないか。

○ アクセスあれば依拠性ありとの基準でよいのではないか。

○ A I から出力されるものに対する考え方は、類似性をとらえた上で、（依拠性が認められる要件を）緩和したりするような制度を考えていくべきである。

＜留意すべき点に関する意見＞

○ インターネット掲載を根拠にアクセスがあるとすると、著作権上の独自創作の抗弁がほとんど機能しなくなり、類似性1本で勝負するしかなくなり、表現の自由空間が狭まっていくのではないか。

○ 学習用データが増えると、昔のものは薄れていくので、A I は忘れないという前提はないと思う。

② AI生成物の権利主張・濫用の可能性（AI創作物を人間の創作であるとして市場に供給する問題等）

<検討の必要性があるとする意見>

✓ 著作物

○ AIのみにより創作された純粋なAI生成物は現行制度では何ら保護がないはずなのに、（人間が創作したと）僭称すれば、著作権が与えられてしまう。人間が創作したものであると僭称するメリットが極めて大きい。

○ 人間の創作と見分けがつかない以上、現行著作権制度より切り下げた保護制度を作っても機能しないので、この問題の対応については、ある程度急いで検討する必要がある。

✓ 発明（特許）

○ AIが作った特許の話も考えていく必要がある。パテントコントロールが出てくるかもしれないし、多面的な検討をしたうえで、制度を考えていくべき。

○ 市場の依存性を強く意識する必要がある。例えば、マテリアルゲノムのような材料系は圧倒的に市場価値が高く、パテントコントロール的に作られるのは深刻な問題になり得る。

<留意すべき点に関する意見>

○ 問題は発生するかもしれないが、仮に何万曲をネットにアップしても、実際に著作権を主張できる状況とはならないはずで、大きな問題とはならないのではないか。

○ AI生成物が大量に作られれば、コンテンツの市場価値が落ちるので、市場原理に任せて対応するのも手ではないか。

・その他

○ 機械学習の国際会議は、NIPSは6000人、コーリングも1000人集めた。Google翻訳は11月にサービスを新たにし、特に日本語の性能が高く、言語学者の度肝を抜いた。すべてブラックボックスという課題については、法律家の意見を待つまでもなく、技術者的には圧倒的にその影響が大きい。

○ 透明性がないと、公平の観点から社会に大きな歪みが生じる。透明性なき技術に我々は依存してよいのか国際的に大きな課題。もう少し広範囲にこの問題を捉えることが重要である。

以上